

安曇野市高齢者補聴器購入事業補助金の創設について

令和 7 年 5 月
高齢者介護課 長寿福祉係

1 目的

補聴器の購入に要する費用の一部を補助し、難聴による聴力機能の低下のため、日常生活やコミュニケーションにおいて不便を感じている高齢者に対し、早期に補聴器の装用を促すことで、生活の質を高め、外出の機会や社会参画へつなげることでフレイルや介護予防、認知症対策に資することを目的とする。

2 事業名

安曇野市高齢者補聴器購入事業補助金

3 施行時期

令和 7 年 7 月から (予定)

4 周知方法

広報、HP、プレスリリース、市内の耳鼻咽喉科及び認定補聴器技能者が在籍する店舗
チラシ (制度案内、手続き方法、市内の耳鼻咽喉科及び購入可能店舗のご案内)

5 補助金額

上限 30,000 円 (補助率：3 分の 2) ※一人につき 1 回限り

6 補助対象経費

補聴器本体 (本体付属品含む)

※医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による医療機器に
該当するもの

7 対象者

- ・市内に住所を有する 65 歳以上であること。
- ・申請者の属する世帯全員非課税であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・身体障害者手帳 (聴覚障がい) の交付を受けていないこと
- ・耳鼻咽喉科を受診し、医師の意見書により、補聴器の装用が必要と判断されていること

【要件】：両耳の聴力レベルが 40 デシベルから 70 デシベル未満の者

片耳の聴力レベルが 40 デシベル未満であっても、補聴器の装用が必要と認められた者

- ・認定補聴器技能者が在籍する店舗で見積し購入すること。

8 事業費

1,500,000 円 (50 戸×30,000 円)

(注) 現在、補助金交付要綱について法務担当と調整段階であるため、一部変更となる場合があります。